

遊漁船業登録の手引き

令和6年度版

沖縄県農林水産部水産課

～目次～

(1) 手続きの流れ	1
(2) 概要	2
(3) 登録の有効期間	2
(4) 登録申請の前に準備すること	2
①船舶検査の受検	2
②損害賠償保険の加入	2
③遊漁船業務主任者の選任	3
(5) 登録の拒否要件について	4
(6) 登録申請手続きについて	5
(7) 業務規程について	6
(8) 営業開始の準備	6
①標識の掲示	6
②利用者名簿の備え置き	7
③利用者が遵守すべき事項の掲示等	7
④利用者の安全確保等に関する情報の公表	8
⑤出航前検査の実施	8
⑥アルコール等検査の実施	8
⑦乗務記録の作成・保存	8
⑧重大な事故が発生した際の報告	8
(9) 登録後の手続きについて	9
①登録更新の申請	9
②登録事項の変更の届出	9
③業務規程の変更の届出	9
④廃業の届出	9

遊漁船業者登録（更新）申請書類一覧	_____	10
遊漁船業者変更届出書一覧	_____	11
業務規程変更届出書様式	_____	12
廃業届出書様式	_____	13
利用者名簿（様式例）	_____	14
出航前検査の検査項目例・検査記録簿（様式例）	_____	15
出航前の船長及び従業者への酒気帯びの有無・健康確認（様式例）	—	17
乗務記録（様式例）	_____	18
事故報告書（様式例）	_____	19

(1) 手続きの流れ

遊漁船業を営む際の手続きの流れは次のとおりです。

登録申請の前に準備すること・確認すること



- ✓船舶検査の受検…(4)-①参照
- ✓損害賠償保険の加入…(4)-②参照
- ✓遊漁船業務主任者の選任…(4)-③参照
- ✓登録の拒否要件の確認…(5)参照

県への登録申請



- ✓申請書類及び業務規程を県担当部署へ提出…(6)(7)参照

登録の通知受領



- ✓県から登録番号及び登録票等の通知

営業開始の準備



- ✓標識の掲示…(8)-①参照
- ✓利用者名簿の備え置き…(8)-②参照
- ✓利用者が遵守すべき事項の掲示等…(8)-③参照
- ✓利用者の安全確保等に関する情報の公表…(8)-④参照
- ✓出航前検査の実施…(8)-⑤参照
- ✓アルコール検査の実施…(8)-⑥参照
- ✓乗務記録の作成・保存…(8)-⑦参照

営業開始



更新の申請…(8)-①参照

変更の届出…(9)-②参照

廃業の届出…(9)-③参照

(2) 概要

遊漁船業とは、船舶により利用客を漁場に案内し、釣りなどの方法で、利用客に水産動植物を採捕させる事業のことです。釣り船や磯・瀬渡し、防波堤渡しのほか、漁業体験（定置網など）も該当します。

遊漁船業を営むためには、遊漁船業の適正化に関する法律（以下、遊適法という）により、営業所ごとに、知事による遊漁船業者登録を受けなければなりません。

たとえ1年に1回であっても、営利を目的として遊漁船業を営む場合は登録して下さい。なお、水産動植物の採捕を目的としない観光遊覧やダイビング案内業などは「遊漁船業」に該当しません。

(3) 登録の有効期間

遊漁船業者登録の有効期間は**5年間**です。有効期間満了後も、引き続き遊漁船業を営む場合は、登録の有効期間の満了の日の**30日前**までに登録更新の手続が必要です。

(4) 登録申請の前に準備すること

遊漁船業者の登録を受けようとする場合は、事前に次の準備が必要です。

①船舶検査の受検

遊漁船として使用する船舶は、小型船舶検査機構（JCI）による船舶検査を受検していなければなりません。受験の有無は、船舶検査証書の有効期間より確認します。

②損害賠償保険の加入

遊漁船業者は、釣客の生命又は身体について発生した損害を賠償する為の保険に加入する必要があります。損害賠償保険の補償額は、使用する遊漁船毎に、船舶検査証書に記載された旅客定員（瀬渡しを行う場合にあっては、遊漁船の定員又は利用定員（※）のうちいずれか大きいもの）1人あたり**5,000**万円以上である必要があります。

また、瀬渡しを行う場合、磯や防波堤に渡した場所で発生した、遊漁船業者の過失による損害も補償の対象となる保険に加入する必要があります。

(※) 利用定員： 瀬渡しを行う場合は、複数回案内することにより、利用者を移送する遊漁船の旅客定員以上の人数が同時に遊漁船業の利用者となり得ます。そのようなとき、同時に瀬渡しを行う最大人数を利用定員とといいます。

瀬に渡した後に同時に船釣りをさせる場合には、同時に瀬渡しを行う最大人数に遊漁船の旅客定員を加えた人数が利用定員となります。

(例1) 旅客定員が10名である遊漁船A丸で船釣りのみを行う場合

→ 10名 × 5, 000万円 = 5億円以上の損害賠償措置（保険）が必要です

(例2) 旅客定員が10名である遊漁船B丸で、沖合の防波堤に2往復して最大20名を同時に渡す場合

→ 20名 × 5, 000万円 = 10億円以上の損害賠償措置（保険）が必要です

(例3) 旅客定員が10名である遊漁船C丸で、沖合の防波堤に2往復して最大20名を同時に渡し、別途同時に船釣りも行う場合

→ 30名 × 5, 000万円 = 15億円以上の損害賠償措置（保険）が必要です

③遊漁船業務主任者の選任

遊漁船業者は、利用者の安全確保等の業務を行わせるため、次の資格をすべて満たした遊漁船業務主任者を選任し、必ず乗船させなければいけません。遊漁船業者本人が遊漁船業務主任者を兼ねることもできます。

知事の命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から5年を経過しない者は、遊漁船業務主任者になることができません。

(イ) 海技士（航海）又は小型船舶操縦士の免許を受け、かつ特定操縦免許を取得している者

(ロ) **1年以上**の実務経験を有するか、遊漁船業務主任者の指導による**30日以上（1日につき5時間以上）**の実務研修を修了した者

(ハ) 農林水産大臣が認める団体が開催する「遊漁船業務主任者を養成するための講習」を修了した者

※講習の有効期限は、修了証明書の交付を受けた日の翌年の1月1日（交付を受けた日が1月1日である場合は、同日）から5年間です。

(例) 令和6年4月1日に交付された場合、翌令和7年1月1日より起算し、令和11年12月31日が有効期限となります。

※農林水産大臣が認める団体については、水産庁HPを参照して下さい。

水産庁HPのURL：

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/what/kouza.html>

(5) 登録の拒否要件について

次に該当する場合は、遊漁船業者登録を受けることができません。

- (イ) 違反により遊漁船業者登録を取り消され、その処分から5年を経過していない場合
- (ロ) 業務の停止を命じられ、その停止期間が経過していない場合
- (ハ) 遊漁船業務主任者を選任していない場合
- (ニ) 利用者の生命又は身体について発生した損害を賠償するための保険に加入していない場合
- (ホ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合
- (ヘ) 次の法律に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合
 - ・ 遊漁船業法
 - ・ 船舶安全法
 - ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法
 - ・ 漁業法
 - ・ 水産資源保護法
 - ・ 船員法の一部規定
- (ト) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない場合
- (チ) 業務規程のうち利用者の安全及び利益の保護に関する部分について、一定の基準に満たない場合

※この他にも、遊漁船登録をすることができない場合があります。詳しくは、遊適法第6条をご参照いただくか、水産課までお問い合わせ下さい。

(6) 登録申請手続きについて

遊漁船業者として登録を受けようとする方は、申請に必要な書類を遊漁船業の営業所を管轄する県の担当部署へ提出して下さい。

申請書類は、10 ページ目の「遊漁船業者登録（更新）申請書類一覧」を確認して下さい。

申請受領後、審査を行い、適切な申請であると判断した場合、「遊漁船業者登録簿」へ遊漁船業者として登録します。その後、申請者宛てに、遊漁船の登録番号と遊漁船業者登録票を通知します。

遊漁船業登録申請には、次の手数料が必要になります。手数料相当分の沖縄県収入証紙を登録申請書に貼付して申請して下さい。

手数料 新規 ￥15,000 更新 ￥12,000

県内の銀行（琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫）の本・支店で購入できます。

町村役場（伊江村・伊是名村・伊平屋村・東村・粟国村・座間味村・渡嘉敷村・多良間村・竹富町）、農協（南大東村・北大東村）、漁協（与那国町）でも取り扱っています。

※（ ）に取り扱っている町村名を記載

上記の販売所での購入が困難な場合は、従来どおり郵便為替も取り扱います。

また郵送での購入が必要な方は下記 2 箇所へ直接お問い合わせ下さい。

【県外向け郵送販売取扱い売りさばき所】

○金秀商事株式会社（県庁本庁舎地下 1 階売店）電話：098-868-4001

○沖縄県母子寡婦福祉連合会（南部合同庁舎 2 階売店）電話：098-867-8176

そのほかの販売先は、県ホームページ「沖縄県証紙売りさばき所一覧」をご参照下さい。

掲載場所の URL：

https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/015/187/shoshi20240326_okinawaprefhp.pdf

(7) 業務規程について

遊漁船業者は、遊漁船業の実施に関する規程である「業務規程」を作成しなければなりません。業務規程とは、遊漁船業者が事業を営む際の規範となるもので、利用者の安全確保や漁場の安定的な利用関係のために、遊漁船業者及び業務主任者等の従業員が行うべきことを定めるものです。

作成した業務規程は、遊漁船登録申請の際に、業務規程の写しを県に提出していただくとともに、営業所及び遊漁船にこの規定を備え置いて下さい。

(8) 営業開始の準備

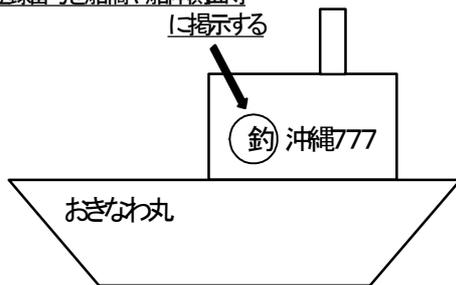
遊漁船業者の登録完了後、県より、登録番号及び登録票を通知します。営業の開始までに次の準備が必要です。

① 標識の掲示

(イ) 登録番号の掲示

通知された登録番号を、使用する船舶の船体両側面または船橋両側面等に掲示して下さい。表示の様式は次のとおりです。※掲示様式は各自で用意下さい。

※登録番号を船橋や船体側面等に掲示する



15cm以上



登録番号例

釣 沖縄777

文字の大きさはタテヨコ10cm以上(釣は15cm以上)

太さは1cm以上、文字間隔は2cm以上とすること

(ロ) 遊漁船業者登録票の掲示

通知された登録票を、営業所及び遊漁船内の、それぞれ公衆の見やすい場所に掲示するとともに、自ら管理するウェブサイトに掲載して下さい。

※常時使用する従業者が1人以下である場合や、自ら管理するウェブサイトを持たない場合は、ウェブサイトへの掲載は不要です。

(例)

□ 営業所用 (A3)

掲示場所：建物入口付近、カウンター周辺など

□ 遊漁船用 (A4)

掲示場所：キャビン周辺など

備考：遊漁船用 (A4) の遊漁船業者登録票の「遊漁船業務主任者の氏名」欄には、当該遊漁船に乗り込む遊漁船業務主任者の氏名のみ記載して下さい。

※複数の遊漁船業務主任者がいる場合、出航の度に乗り込む遊漁船業務主任者の氏名のみを記載して下さい。登録票をコピーして使用したり、出航毎にマグネット等で遊漁船に乗り込む遊漁船業務主任者を貼り替えても構いません。

遊漁船業者登録票	
氏名又は名称	遊漁太郎
登録番号	沖縄 777
登録の有効期間	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
営業所の所在地	900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
遊漁船の名称	おきなわ丸
遊漁船業務主任者の氏名	遊漁太郎
損害賠償措置の保険期間	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで

②利用者名簿の備え置き

遊漁船登録後、営業開始前までに、営業所ごとに、利用者名簿をご準備下さい。
登録後、水産課からの通知に同封される様式をご参考下さい。

遊漁船業者は、利用者名簿を出航前に作成し、利用の終了の日から1週間営業所に備え置かなければなりません。

乗船場所で作成した利用者名簿を、出航前までに営業所に備え置くことが難しい場合は、FAXやメール等を活用して営業所に連絡することも可能です。

③利用者が遵守すべき事項の掲示等

遊漁船業者は、利用者に対し、その案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の利用に関する制限の内容を周知させなければなりません。

(イ) 水産資源保護法に基づく爆発物、有毒物の使用禁止

爆発物、有毒物を使用した水産動植物の採捕が禁止されています。違反した場合、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられます。

(ロ) 都道府県漁業調整規則

(ハ) 海区又は連合海区漁業調整委員会の指示

沖縄県漁業調整規則及び沖縄県漁業調整委員会指示で定められているルールについては、県作成の「水産動植物の採捕に関するルール」を参照して下さい。

「水産動植物の採捕に関するルール」URL：

https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/017/687/saihorule.pdf

(ニ) 事業者が所属する団体が当事者となっている漁場利用協定

所属する団体が協定等を作成している場合、その内容を利用者へ伝えて下さい。

(ホ) 事業者が所属する漁業協同組合が定めた資源管理規程等

所属する団体が協定等を作成している場合、その内容を利用者へ伝えて下さい。

④利用者の安全確保等に関する情報の公表

利用者の安全確保や利益保護のために講じた措置などに関する情報として、業務規程の別表4、6、7、8、10、11そのものに加え、別表12に掲げる情報を、自ら管理するウェブサイトに掲載して下さい。

※常時使用する従業者が1人以下か、自ら管理するウェブサイトを持たない場合は、営業所において利用者にわかりやすいように掲示して下さい。

⑤出航前検査の実施

遊漁船の出航前に、船舶が航海に支障ないかどうか、航海に必要な準備が整っているかどうかについて点検し、記録する必要があります。また、その記録を1年間保管しなければなりません。

15、16 ページ目の出航前検査の検査項目例、検査記録簿例を参考にして下さい。

⑥出航前のアルコール検査の実施

遊漁船の出航前に、船長、業務主任者及び従業者の酒気帯びの有無、健康状態の確認を行い、安全に業務を遂行することができないおそれがないことを確認し、記録する必要があります。また、その記録を1年間保管しなければなりません。

17 ページ目の「出航前の船長及び従業者への酒気帯びの有無・健康確認（様式例）」を参考にして下さい。

⑦乗務記録の作成・保存

遊漁船に乗り込んで業務を行ったときは、次に掲げる事項を記録した乗務記録を作成する必要があります。また、その記録を1年間保管しなければなりません。

18 ページ目の「乗務記録（様式例）」を参考にして下さい。

- (イ) 乗船した船長等の氏名
- (ロ) 遊漁船の名称
- (ハ) 乗務の開始及び終了の地点及び年月日時
- (ニ) 気象及び海象の状況
- (ホ) 案内した漁場の位置、利用者の数及び利用者が採捕した水産動植物
- (ヘ) 重大な事故又は海難その他の異常の事態が発生した場合にあっては、その概要及び原因
- (ト) 気象若しくは海象等の状況が悪化した場合又は海難その他の異常の事態が発生した場合には、連絡責任者に連絡した旨及び内容
- (チ) 遊漁船業者に対し、出航判断に関する意見、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係に関する意見をした場合には、その旨及び内容

⑧重大な事故が発生した際の報告

重大な事故が発生した場合、19 ページ目の報告書により、速やかに沖縄県まで報告してください。報告された事故情報は、県において公表される他、再発防止に活用します。

重大な事故とは、遊漁船の衝突、乗り揚げ、転覆、滅失、火災、設備の損傷のほか、死亡者、行方不明者又は負傷者（11 日以上医師の治療を要する傷害を受けたもの）が生じた事故をいいます。

(9) 登録後の手続きについて

①登録更新の申請

登録の有効期間は5年間です。登録期間の満了後も引き続き遊漁船業を営む場合は、登録更新の申請が必要です。登録更新の申請は、有効期間の満了日の30日前までに、知事へ提出しなければなりません。

申請書類は、10 ページ目の「遊漁船業者登録（更新）申請書類一覧」を確認して下さい。

②登録事項の変更の届出

登録内容に、下記に該当する変更があったときは、変更のあった日より30日以内に、知事へ届出なければなりません。

届出書類は、11 ページ目の「遊漁船登録事項変更届出書類一覧」を確認して下さい。

- (イ) 氏名（法人の場合は代表者の氏名）又は名称及び住所が変わったとき
- (ロ) 営業所の名称及び所在地並びに遊漁船の名称が変わったとき
- (ハ) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名が変わったとき
- (ニ) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所が変わったとき
- (ホ) 遊漁船業務主任者が変わったとき
- (ヘ) 保険内容（金額、期間、人数など）が変わったとき

③業務規程の変更の届出

業務規程の内容を変更するときには、あらかじめ、知事に届出なければなりません。届出の際は、12 ページ目の「業務規程変更届出書」と、届出者（遊漁船登録業者）の本人確認書類（運転免許証や健康保険証、小型船舶操縦士免許等の写し）、変更のあった業務規程ページの写しを提出して下さい。

「②登録事項の変更」にあたり、業務規程の内容も変更する場合は、業務規程については事前届出、登録事項の変更については事後届出としてそれぞれ提出して下さい。

また、業務規程の記載事項のうち、遊漁船業務主任者が受けた講習の日時や船長の特定操縦免許の有効期限等、変更前の届出が困難な事項については、変更日の日付で業務規定変更届出書を作成し、根拠書類とともに提出して下さい。

④廃業の届出

次に該当するときは、その日から30日以内に知事に届出なければなりません。

届出の際は、13 ページ目の「遊漁船業廃業届出書」と、届出者（遊漁船登録業者）の本人確認書類（運転免許証や健康保険証、小型船舶操縦士免許等の写し）を提出して下さい。

- (イ) 遊漁船業を廃業するとき
- (ロ) 遊漁船業者が死亡したとき
- (ハ) 法人が消滅又は解散したとき（登録が法人名義である場合に限る）

～遊漁船業者登録(更新)申請書類一覧～

	個人	法人
登録申請者関係	① (別記様式第1号) 遊漁船業者登録申請書(表面及び裏面)	① (別記様式第1号) 遊漁船業者登録申請書(表面及び裏面)
	②申請者(遊漁船登録業者)の本人確認書類 (運転免許証や健康保険証、小型船舶操縦士免許等の写し)	②申請者(遊漁船登録業者)の本人確認書類 (運転免許証や健康保険証、小型船舶操縦士免許等の写し)
	② (別記様式第2号)誓約書	③ (別記様式第2号)誓約書
	③損害賠償保険の保険証券の写し (てん補限度額: 1人あたり5千万円以上×利用定員数)	③損害賠償保険の保険証券の写し (てん補限度額: 1人あたり5千万円以上×利用定員数)
	④使用船舶の船舶検査証書の写し	④使用船舶の船舶検査証書の写し
	⑤申請者の住民票の妙本又はこれに代わる書面 (運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し) ※⑦の住所と同じなら省略可	⑤登記簿謄本(現在事項全部証明書) ※目的(業務内容)に遊漁船業又はそれに該当する事業が記載されていること
	⑥未成年者である場合 その法定代理人の住民票の妙本又はこれに代わる書面 (運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し)	⑥役員の住民票の妙本又はこれに代わる書面 (運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し)
⑦業務規程	⑦業務規程	
遊漁船業務主任者関係	⑧海技免状、又は小型船舶操縦士免許の写し ※「特定」の表記があること	⑧海技免状、又は小型船舶操縦士免許の写し ※「特定」の表記があること
	⑨遊漁船業務主任者の実務経験又は実務研修を証する書面(別記様式第3号) →1日につき5時間以上、30日以上 ※実務研修を受けた場合、証明者の身分証明書の写しを添付して下さい	⑨遊漁船業務主任者の実務経験又は実務研修を証する書面(別記様式第3号) →1日につき5時間以上、30日以上 ※実務研修を受けた場合、証明者の身分証明書の写しを添付して下さい
	⑩(別記様式第3号の2)誓約書	⑩(別記様式第3号の2)誓約書
	⑪遊漁船業務主任者を養成するための講習会を受講したことを証する修了書の写し ※1	⑪遊漁船業務主任者を養成するための講習会を受講したことを証する修了書の写し ※1
	⑫選任した遊漁船業務主任者の住民票の妙本又はこれに代わる書面 (運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し) ※⑦に住所記載があれば省略可	⑫選任した遊漁船業務主任者の住民票の妙本又はこれに代わる書面 (運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し) ※⑦に住所記載があれば省略可

※1 遊漁船業務主任者講習会の有効期限は終了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年の1月1日から5年を経過していないこと。

手数料	新規 ￥15,000	更新 ￥12,000
-----	------------	------------

※県証紙が購入できない離島からの申請は、郵便為替で受け付けています。

※ 登録更新は、有効期限の30日前までに行いましょう。

～遊漁船業者変更届出書類一覧～

1. 遊漁船業者登録事項変更届出書（別記様式第5号）
2. 届出者（遊漁船登録業者）の本人確認書類 （運転免許証や健康保険証、小型船舶操縦士免許等の写し） ※届出者と提出者が異なる場合は、提出者の本人確認書類も併せて提出して下さい
3. 1、2に加え、変更事項ごとに以下の書類が必要です。
（1）遊漁船業者の名称及び住所の変更 ①個人の場合は住民票妙本またはこれに代わる書面 （運転免許証や健康保険証、小型船舶操縦士免許等の写し） ②法人の場合は登記簿謄本
（2）営業所の名称及び所在地の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） ①登記簿謄本
（3）遊漁船の変更 ①船舶検査証書の写し（※裏面の記載がある場合は、裏面の写しも必要） ②損害賠償保険の保険証券の写し等 ※保険の申し込み後、保険証券が発行されるまでに時間を要する場合、保険加入の申込書の控えと保険料の領収書でも可
（4）法人役員の変更 ①登記簿謄本 ②新たに役員となった者に係る住民票の妙本またはこれに代わる書面 （運転免許証や健康保険証、小型船舶操縦士免許等の写し） ③誓約書（別記様式第2号）
（5）未成年者の法定代理人の氏名及び住所の変更 ①新たに法定代理人となった者に係る住民票の妙本またはこれに代わる書面 （運転免許証や健康保険証、小型船舶操縦士免許等の写し） ②誓約書（別記様式第2号）
（6）遊漁船業務主任者の氏名の変更、追加 ①新たに選任された遊漁船業務主任者に係る住民票の妙本またはこれに代わる書面 （運転免許証や健康保険証等、小型船舶操縦士免許等の写し） ②新たに選任された遊漁船業務主任者に係る海技免状又は小型船舶操縦士免許の写し ③遊漁船業務主任者の実務経験または実務検証を証する書面（別記様式第3号） ④遊漁船業務主任者を養成するための講習会を受講したことを証する修了証明書の写し ⑤誓約書（別記様式第3号の2）
（7）損害賠償の内容の変更 ①船舶検査証書の写し（※裏面の記載がある場合は、裏面の写しも必要） ②損害賠償保険の保険証券の写し等 ※保険の申し込み後、保険証券が発行されるまでに時間を要する場合、保険加入の申込書の控えと保険料の領収書でも可

業務規程変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

年 月 日

届出者

沖縄県 知事 殿

フリガナ 氏名又は名称			
住 所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） - メールアドレス		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
登録番号			
登録年月日	年 月 日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

<h2 style="margin: 0;">遊漁船業者廃業等届出書</h2> <p style="margin: 5px 0;">この届出書により、次のとおり廃業等の届出をします。</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">届出者</p> <p style="margin: 10px 0;">沖縄県 知事 殿</p>	
フリガナ 氏名又は名称	
住 所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） - メールアドレス
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
廃 止 の 事 由	
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 20px;"> <p style="margin: 0;">死亡</p> <p style="margin: 5px 0;">合併により消滅</p> <p style="margin: 5px 0;">破産手続開始の決定により解散</p> <p style="margin: 5px 0;">合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散</p> <p style="margin: 5px 0;">遊漁船業を廃止</p> </div>	

備 考

「廃止の事由」については、不要なものを消すこと。

別表5の1 出航前の検査関係（検査項目例）

船体の検査	
1	船体に亀裂や破口はないか。
2	エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないか。
エンジンの検査	
3	航海計画に見合った燃料は十分にあるか。
4	燃料コック（バルブ）は開いているか。 燃料フィルターやセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないか。
5	エンジンオイル（潤滑油）の量は十分か。
6	冷却清水の量は十分か。
7	バッテリーの液量は十分か。また、ターミナルは十分締め付けられているか。 バッテリーの耐用年数は切れていないか。
救命設備等その他の検査	
8	救命胴衣を着用したか。利用者に救命胴衣を着用させたか。
9	通信手段の充電量、予備バッテリーを確認したか。
10	気象・海象情報、水路情報は確認したか。
11	船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合した通信設備及び救命設備を搭載しているか。
12	落水者救助用の梯子は使用可能か。
13	瀬渡しの際に使用するステップ等は搭載しているか。
14	釣具・漁具等が安全な状態に設置・格納されているか。
エンジン始動後のエンジンの状態確認	
15	回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計、電圧計は正常値を指しているか。
16	冷却用の海水は通常どおりの量や勢いで排出されているか。
17	エンジンから異常な音やにおいは出していないか。

出航前検査記録簿（様式例）

確認項目	／	／	／	／	／	／
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
備考 (異常時の 対応等)						
確認者名						

※確認時に項目に✓を入れる。

別記様式第2号 乗務記録 (様式例)

年月日			
開始時刻			
終了時刻			
開始場所 (終了場所)			
乗船した船長の氏名			
乗船した遊漁船業務主任者の氏名			
乗船した従業者の氏名			
遊漁船の名称			
気象及び海象等の状況			
案内した漁場の位置			
利用者の数			
利用者が採捕した主な水産動植物			
重大な事故又は海難その他の異常の事態が発生した場合には、その概要及び原因※			
気象若しくは海象等の状況が悪化した場合又は海難その他の異常の事態が発生した場合には、連絡責任者に連絡した旨及び内容			
遊漁船業者に対し、出航判断に関する意見、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する意見をした場合には、その旨及び内容			
その他			

※法第19条に基づき都道府県知事に報告する重大事故に加え、重大事故ではない事故等(海難その他の異常の事態)についても、乗務記録には記載し、日頃の安全管理に活用します。

別記様式第1号 (様式例)

都道府県 遊漁船業担当者 あて

法第19条に基づく重大事故の報告書(第 報)

報告年月日			
事故発生の日時及び場所		年	月 日 時頃
遊漁船の名称			
事業者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者の氏名も記入)			
連絡先	(TEL)	(e-mail)	
事業者の登録番号			
報告者名(事業者が報告した場合は不要)			
連絡先	(TEL)	(e-mail)	
事故の種類(該当に○)	<input type="checkbox"/> 衝突事故、 <input type="checkbox"/> 乗揚・座礁事故、 <input type="checkbox"/> 転覆事故 <input type="checkbox"/> 滅失(沈没)事故、 <input type="checkbox"/> 火災事故、 <input type="checkbox"/> 機関等故障、 <input type="checkbox"/> その他()		
事故の原因			
乗船した船長の氏名			
乗船した業務主任者の氏名			
事故発生時の気象・海象等の状況			
死亡者、行方不明者及び負傷者の数、負傷者の負傷の程度	死亡者数	名	
	行方不明者数	名	
	負傷者数	名	医師の治療を要する期間 日
損壊した物及び損壊の程度			
死亡者又は行方不明者がある場合には、その者の氏名その他参考になる情報			
当該事故について講じた措置			
事故時の業務の形態(該当に○)	<input type="checkbox"/> 船釣り <input type="checkbox"/> 瀬渡し <input type="checkbox"/> その他		
乗船した利用者の数	名		
備考			

※随時、明らかになった事実について追記・修正したものを提出。